

## 第10回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年3月13日（火）午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（21人）

農業委員

1番 埤田 定  
2番 熊野 茂公  
3番 宮内 昭寿  
5番 小林 勉  
6番 田村 尚利  
7番 出穂真奈美  
8番 鬼武 敬子  
9番 繁本 武紀  
10番 藤本 準一  
11番 山本 忠男  
12番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番 小田 博  
2番 城 俊治  
3番 末岡 博  
4番 國弘 久男  
5番 西村 隆裕  
6番 秋山 孝  
7番 西岡 正信  
8番 弘田 靖  
9番 久保田 等  
10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員

（1人）

4番 河村 晴夫

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用

土地利用集積計画の承認について

議案 第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第10回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、河村 晴夫 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、8番 鬼武 敬子 委員、9番 繁本 武紀 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」でございます。今月の申請は1件でございました。

それでは、別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、番号1番です。本件は所有権移転に伴う転用許可申請となっております

申請者は、譲渡人は大阪市にお住まいで、譲受人は上島田9丁目に本店がある鋼構造物工事、管工事業他を営む法人です。申請のあった土地は、JR島田駅から北東に約1kmの上島田八丁目にある1筆で、地目は田、面積が631㎡の自作地です。事業の拡大に伴い新たに資材等の置場になる土地を必要としていた譲受人の求めに、遠方に居住しており農地の維持・管理が困難となっていた譲渡人が応じたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。本件については、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地となり、他に代わりとなる土地がない場合許可されるとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等を審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、資材置場ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、隣接する水路を横断するために水路の加工が必要なため、水路の管理者である市の担当部局と協議し指示どおり施行することですので、問題ないものと判断いたします。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これには該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が資材置場であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

説明は以上でございます。

なお、この件につきましては、國弘委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 國弘委員、補足説明をお願いします。

推進 4 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成 30 年 2 月 28 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

平成 30 年度 2 号です。新規の計画が 1 件、1 筆で面積は 840 m<sup>2</sup>、更新が 11 件 12 筆で 16,381 m<sup>2</sup>、合計が 12 件 13 筆で 17,221 m<sup>2</sup>でございます。貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして、議案第 3 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について」についてでございます。

資料につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定についての別紙案をご参照下さい。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、農業委員会等に関する法律の改正後に、新体制となった農業委員会が同法第 6 条に定める所掌事務を行う為の目標や方法を指針として定める物であり、同法第 7 条において義務付けられております。県からも年度内での策定の指導を受けているものです。

1 月 13 日開催の総会の議案・報告の審議の後におきまして、素案をお示しして各委員の皆さまよりご意見を頂戴し、さらに加除修正した案につきまして、2 月 14 日の総会の議案・報告の審議の後にお示しして、再度、各委員の皆様のご意見をいただきました。

その後、光市担い手育成総合支援協議会で事前に案を提示し意見等を求めたうえで、同協議会のアクションプランなどの計画との整合性を図り、2 月 22 日に光市農業委員会規程第 6 条に基づき、当該案について市長部局との協議を実施し、3 月 7 日付け光農第 922 号にて、当該案について異議なしとの回答をいただいております。

この指針につきましては、従前からご説明申し上げておりますとおり、随時修正可能なものであり、その時点の各種の情勢等を踏まえながら、業務の遂行をしていこうとするものでございます。

以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。先ほどの説明について何かご質問等ござい

ますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。議案資料の案を消してください。

続きまして報告事項に移りたいと思います。

事務局

続きまして、報告第1号「農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長により受理いたしました。

続いて報告第2号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長により受理いたしました。

以上でございます。

議長

只今の報告第1号と第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの

で、御了解いただきたく存じます。

以上で第10回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成30年3月13日開催の第10回光市農業委員会総会の議事録である。

平成30年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

事務局

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印